

介護保険関連車両の「警察署長の駐車許可」の取扱い

愛知県警察本部交通規制課

1 駐車許可要件

駐車許可は、下記のいずれにも該当する場合に限り許可されます。

【根拠】道路交通法第45条第1項

愛知県道路交通法施行細則第3条の5

(1) 許可を受けようとする駐車的时间

ア 駐車に係る用務の目的を達成するため必要な時間を超えるものでないこと。

イ 駐車的时间帯が、駐車により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害するものでないこと。

(2) 許可を受けようとする駐車場所

ア 道路標識により、駐車が禁止されている場所であること。

※ 駐停車禁止場所、法定駐車禁止場所は許可の対象外となります。

イ 駐車場所が、駐車により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害するものでないこと。

(3) 許可を受けようとする駐車用務

ア 公共交通機関等の交通手段によったのでは、その目的を達成することが著しく困難であると認められる用務であること。

イ 道路使用許可を伴う用務でないこと。

※ 例えば、移動入浴車で車内からホースを直結させて屋内に給湯する方法による場合は、道路使用許可の対象になります。

(4) 許可を受けようとする駐車場所が、次に掲げる範囲内に駐車可能な路上駐車場、路外駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分がいずれも存在せず、又はこれらの利用がおよそ不可能であると認められること。

ア 重量貨物又は長大な貨物の積卸しで用務先の直近に駐車する必要がある車両にあっては、当該用務先の直近

イ 医師等の往診若しくは手当又は助産師、介護福祉士等の出張による業務の遂行のため用務先の直近に駐車することがやむを得ない車両にあっては当該用務先の直近

※ 介護保険法等に定める看護、介護等の業務を遂行するためには、用務先の直近に駐車することがやむを得ないと認められる車両

ウ 上記以外の車両にあっては、当該用務先からおおむね100m以内の範囲

2 申請に必要な書類等

(1) 駐車許可申請書 2通

(2) 許可を受けようとする車両の運転者の運転免許証の写し 1通

(3) 許可を受けようとする車両の自動車検査証の写し 1通

※ 従業員等の車両を使用する場合

○ 事業所が社用車として借り上げる契約書の写し

○ 駐車許可証を事業者が保管管理する誓約書（原本に限ります。）

- (4) 許可を受けようとする駐車場所及びその周辺の見取図 2通
(建物又は施設の名称等が判別できるもので、当該駐車場所を明示したもの)
※ 見取図には訪問先を記載しないでください。
- (5) 事業者の指定通知書の写し 1通
- (6) 訪問先の一覧表（住所・氏名を記載したもの） 1通
- (7) 従業員の資格証等の写し 1通

3 申請先

駐車を必要とする場所を管轄する警察署交通課

※ 駐車場所が複数の警察署の管轄にわたるときは、それぞれの警察署長の許可が必要となります。

4 注意事項

- (1) 許可を受けた場所で駐車をしている間は、車両の前面の見やすい箇所に駐車許可証及び見取図を掲出してください。
- (2) 駐車許可証は、事業者が保管管理し、紛失や不正防止に努めてください。
- (3) 許可後に訪問先が追加になった場合は、追加をする訪問先一覧と駐車場所を明示した見取図を、駐車の場所を管轄する警察署に提出して審査を受けてください。
- (4) 事業所の車両が5台以上となった場合（借上車両を含む。）は、事業所を管轄する警察署交通課に安全運転管理者の選任届を提出してください。
- (5) 令和3年4月1日から、警察署窓口の受付時間が、
8時45分から16時30分まで
となっていますので受付時間内に申請をしてください。

5 お知らせ

- (1) 郵送交付について

令和3年1月25日から、郵送による駐車許可証の交付をレターパックプラスに限り受付けています。

レターパックプラスのお届け先欄に許可証の郵送先を記載した上で、申請書提出時に窓口係員へ提出し、「郵送希望」であることをお伝えください。

ただし、許可を要する日が切迫（平日6日以内）している場合は郵送交付の受付ができませんのでご注意ください。

また、レターパックプラスの購入費用は、郵送を希望する申請者のご負担となります。

- (2) 警察行政手続サイトを通じての申請について

令和4年1月4日から、警察行政手続サイトを通じてのオンライン申請が可能となりました。ただし、同サイトを通じての申請は、過去に許可を受けた申請であり、定型的なもの及び反復継続して行うものに限られ、新規の申請は対象外となりますので注意してください。

6 問い合わせ先

申請先の警察署交通課又は愛知県警察本部交通規制課にお尋ねください。

往診、訪問介護等記載例

様式第 10（第 3 条の 5 関係）

駐 車 許 可 申 請 書		申請書を提出した日 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日
愛 知 県 ○ 警 察 署 長 殿	法人又は事業所等	
※ 業務に従事する事業所等が申請者と異なる場合は、余白部分に事業所名等を記載してください。	申請者 住 所 名古屋市区町丁目番地 ○○介護事業所 氏 名 代表者 ○○ ○○ (法人にあつては名称及び代表者の氏名)	
該当箇所に○を付けてください。		必ず連絡が取れる電話番号を記載してください。 電 話 (○○○)○○○ - ○○○
(駐 車 禁 止 の 場 所) 下記のとおり、時 間 制 限 駐 車 区 間 において駐車したいので許可してください。 高齢運転者等専用時間制限駐車区間		
車 両	種 別	例：普通乗用
	番 号	例：名古屋○○○な・110
駐 車 の 期 間		期間 時間 令和 ○○ 年 ○ 月 ○ 日 ○ 時から 令和 ○○ 年 ○ 月 ○ 日 ○ 時まで ※ 時間は、24 時間で許可をすることができます。
駐 車 の 場 所		例：「別添見取図のとおり」又は 「○○警察署管内の別添訪問先付近道路」
駐車を必要とする理由		例：介護保険法（訪問介護、居宅介護支援） ※ 同一の根拠に限り、複数の業務を包括して申請することができます。
第 ○ 号 駐 車 許 可 証 上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。		
条件 年 月 日 愛 知 県 警 察 署 長		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

※ 申請書は、根拠法令ごとに（「介護保険法」「障害者総合支援法」「医療保険法」「健康保険法」「児童福祉法」）に分けて提出してください。

次のような場所(方法)では、駐車許可は受けられません。
また、駐車許可証(標章)を掲出しても駐車することはできません。

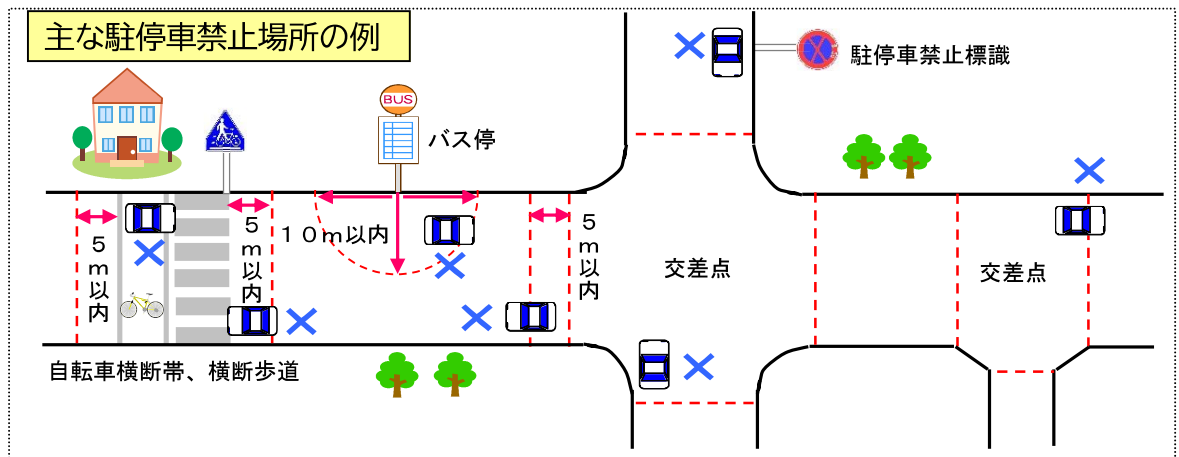
～ 必ず駐車(停車)場所を確認しましょう ～



1 停車及び駐車を禁止する場所

(普通車の場合:違反点3点、反則金18000円の違反です。)

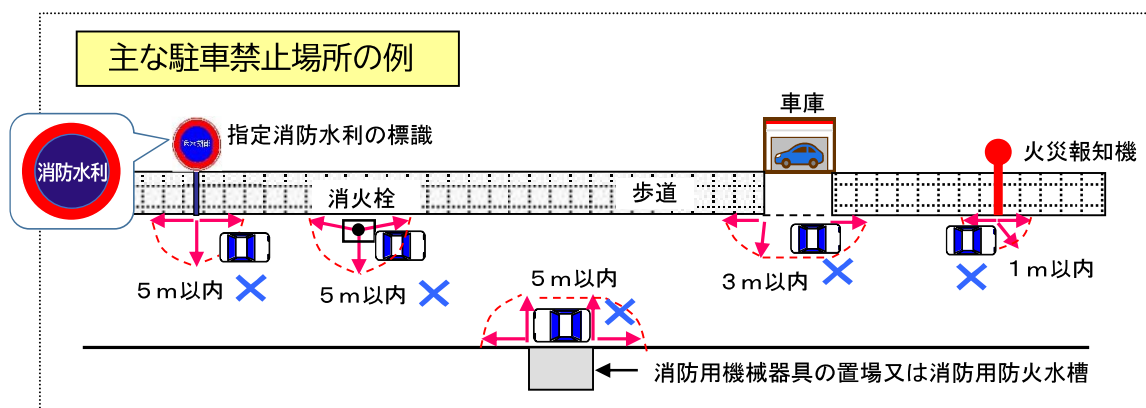
- ① 道路標識又は道路標示により停車及び駐車が禁止されている道路の部分
- ② 交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内(通常は路面電車の線路部分)
坂の頂上付近、勾配の急な坂又はトンネル
- ③ 交差点の側端又は道路のまがりかどから5メートル以内の部分
- ④ 横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後に5メートル以内の部分
- ⑤ 安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に **10**メートル以内の部分
- ⑥ バス停から **10**メートル以内の部分
- ⑦ 踏切の前後の側端からそれぞれ前後に **10**メートル以内の部分



2 法定の駐車禁止場所

(普通車の場合:違反点2点、反則金15000円の違反です。)

- ① 駐車場や車庫などの自動車用の出入口から3メートル以内の部分
- ② 道路工事が行なわれている工事区域の側端から5メートル以内の部分
- ③ 消防用機械器具の置場若しくは消防用防火水槽の側端又はこれらの出入口から5メートル以内の部分
- ④ 消火栓、指定消防水利の標識が設けられている位置又は消防用防火水槽の吸水口若しくは吸管投入孔から5メートル以内の部分
- ⑤ 火災報知機から1メートル以内の部分

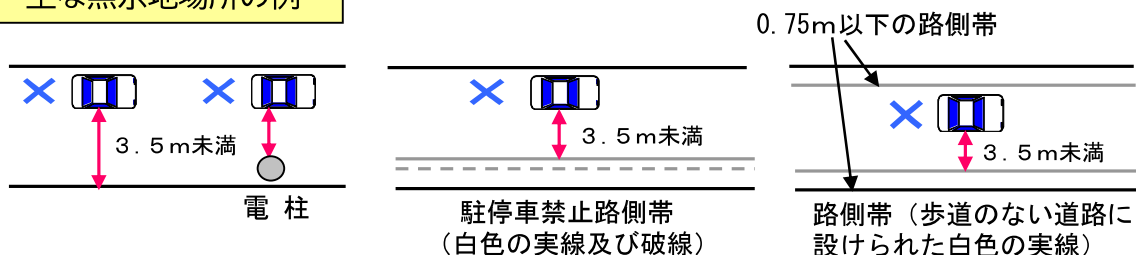


3 無余地場所

(普通車の場合:違反点2点、反則金15000円の違反です。)

道路(車道)の左側端に沿う等正しい方法で駐車した場合、車両の右側の道路(車道)上に3.5メートル以上の余地がない場所

主な無余地場所の例



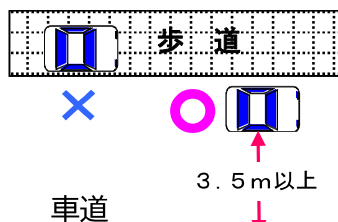
4 停車又は駐車の方法に従わない駐車

(普通車の場合:違反点2点、反則金15000円の違反です。)

駐車(停車)をするときは、次の方法に従って駐車(停車)しなければなりません。

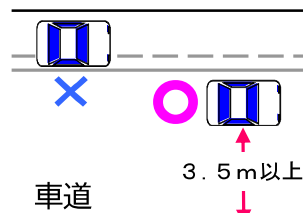
主な駐車の方法の例

歩道がある場合



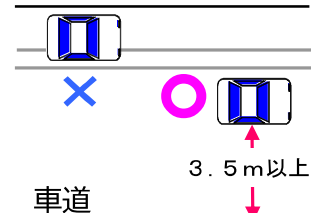
歩道上には、駐車(停車)できません。車道の左端に沿って駐車(停車)します。

駐停車禁止路側帯がある場合 (白色の実線及び破線)



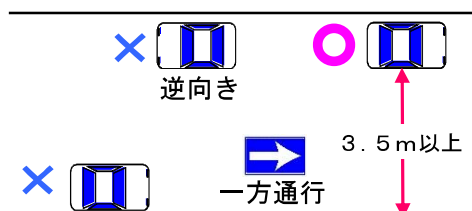
駐停車禁止路側帯(白色の実線及び破線)に入って駐車(停車)することはできません。車道の左端に沿って駐車(停車)します。

歩行者用路側帯がある場合 (2本の白色の実線)

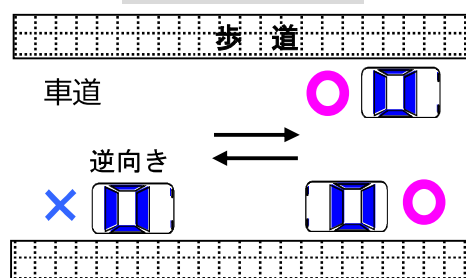


歩行者用路側帯(2本の白色の実線)に入って駐車(停車)することはできません。車道の左端に沿って駐車(停車)します。

一方通行道路の場合



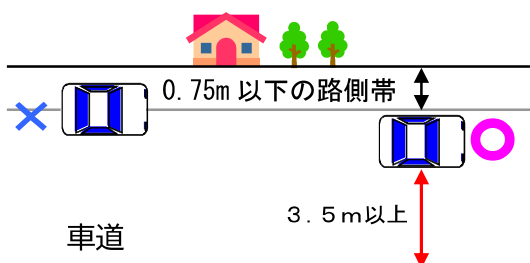
相互通行道路の場合



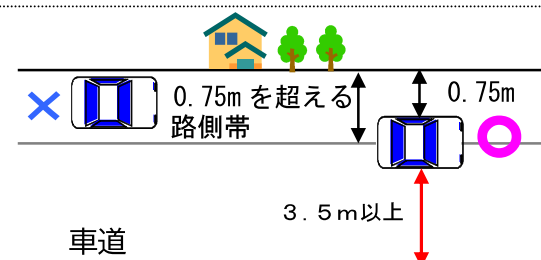
歩道や路側帯のない道路では道路の左端に沿って、歩道や路側帯のある一般道路では車道の左端に沿って駐車(停車)します。

路側帯がある場合
(1本の白色の実線)

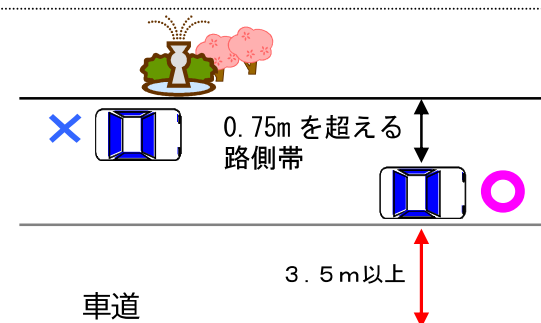
※ 路側帯とは、歩道がない道路に設けられた白色の実線によって区画された道路の部分です。



路側帯（白色の実線）の幅が0.75m以下の場合、路側帯の中に入れません。路側帯の標示（白色の実線）に沿って駐車（停車）します。



路側帯（白色の実線）の幅が0.75mを超える場合は、その路側帯に入り、左側に0.75mの余地をあけて駐車（停車）します。

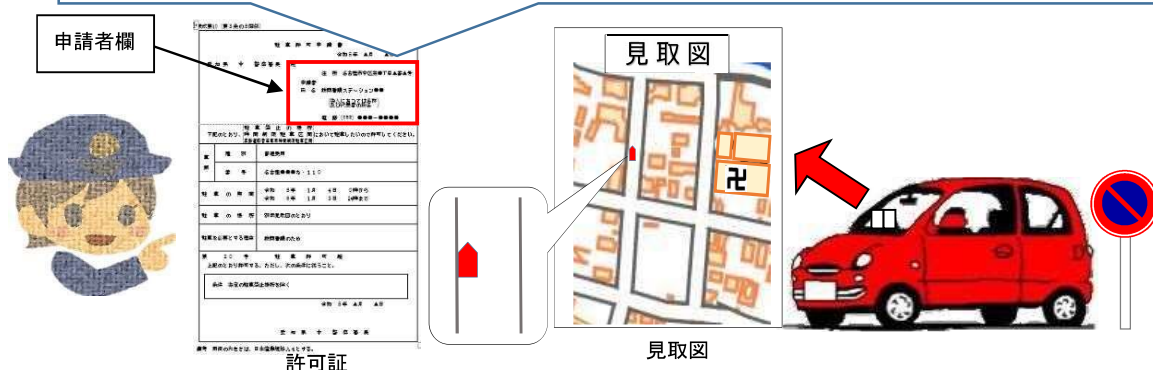


路側帯（白色の実線）に車両が全部入っても、まだその左側に0.75mを超える余地がある場合は、車両の右側を路側帯の標示（白色の実線）に沿って駐車（停車）します。

当該許可に係る駐車をしている間は、当該車両の前面の見やすい箇所に「駐車許可証」及び「当該駐車場所を明示した見取図」を必ず掲出してください。

「申請者欄」は、折り曲げる等して第三者から見えないように掲出することを可能としますが、駐車許可証からは切り離さないでください。

駐車許可証、駐車場所及びその周辺の見取図の劣化防止のため、透明のファイル等（許可内容等が確認できる状態のもの）に入れて掲出することも可能とします。



駐車許可申請の許可期間の変更について (2024年4月1日以降の申請)

《対象業務》

- 介護保険法による各種業務
(短期入所生活介護・療養介護、福祉用具貸与を除く。)
- 障害者総合支援法による各種業務
- 児童福祉法による各種業務
- 医師、歯科医師による往診又は手当業務
(柔道整復師及び鍼灸師の出張による業務を含む。)
- 看護師、准看護師等による訪問看護業務
- 薬剤師による在宅患者訪問薬剤管理指導業務

《変更点》

- ① これまでは上記対象業務のうち、反復・継続性が認められる場合は、
許可期間 最長1年
として許可しておりましたが、申請される方々の負担軽減を図るため、
許可期間 最長3年
とするものです。
- ② 許可期間の変更については、令和6年4月1日以降に申請された場合にのみ適用いたします。
なお、3月31日までに申請した場合で、4月1日以降に追加申請する場合は適用外となります。
- ③ 申請書に記載する駐車の間期間については、真に必要とする期間を記載してください。
(必要性がないにもかかわらず、一律で長期間の申請をされた場合には、法に抵触する場合がありますので、御注意願います。)

《注意事項》

- ・ 駐車許可を受けた駐車場所であっても、交通情勢の変化により、法定駐車禁止場所等となる場合があります。
- ・ 許可後に訪問先が追加になった場合は、追加をする訪問先一覧と駐車場所を明示した見取図を、駐車場所を管轄する警察署に提出して審査を受けてください。

※ご不明点があれば、愛知県警察本部交通部交通規制課道路使用係(代表・052-951-1611)
又は申請書を提出する警察署交通課へお尋ねください。



夕方の5～7は魔の時間



愛知県警察

左右の見とおしが きかない交差点に注意

左右の見とおしがきかない交差点(Danger Point)では
徐行・安全確認を！(一時停止標識が設置されている場所では、一時停止)



大丈夫？そのまま進んで…



左右の見とおしが きかない交差点に注意

左右の見とおしがきかない交差点(Danger Point)では
徐行・安全確認を! (一時停止標識が設置されている場所では、一時停止)



愛知県警察



愛知県警察
ホームページ
www.pref.aichi.jp/police/

シートベルト
(チャイルドシート) 全席着用!!



後部座席同乗者
も必ず着用!!

カチツ!



愛知県警察



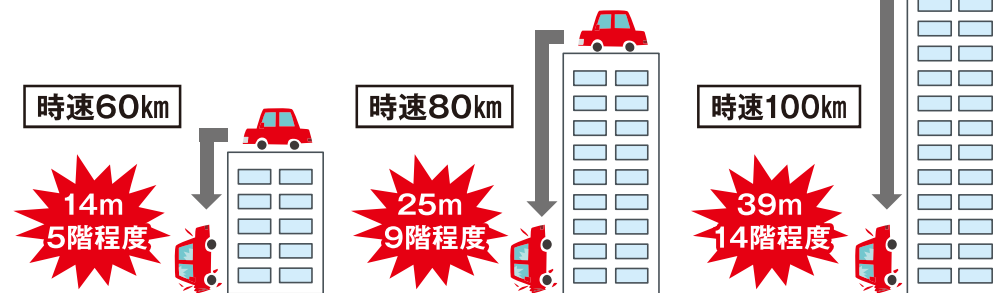
愛知県警察
ホームページ
www.pref.aichi.jp/police/

交通事故の際の衝撃

「子供が嫌がるから」「ちょっとそこまでだから」と安易に考えていませんか？
交通事故時に受ける衝撃はとても大きく、決して「膝」や「抱っこ」で支えられるものではありません！

〈衝突時に受ける衝撃力の目安〉

※速度によって、以下のビルの高さから落下したのと同じ程度の衝撃を受けます。



シートベルト(チャイルドシート)の着用効果



車が衝突した場合、急停車した車内では、固定されていない人や物体が車内のダッシュボードやフロントガラス等に激突して、重大な被害を受ける危険性が高くなります。

また、事故の衝撃により、窓やドアから車の外へ放出される可能性もあります。

シートベルト等を着用することで防ぐことができます。

その結果、死亡・重傷のリスクが下がり
死亡事故防止に大きな効果があります。

ドライバーの皆さん、
「自分の命だけが助かればいいのですか？」
後部座席もシートベルトを!!

安全運転管理者制度の概要

1 安全運転管理者の選任義務

一定台数以上の自動車を使用する自動車の使用者は、自動車の使用の本拠（事業所等）ごとに、自動車の安全な運転に必要な業務を行う者として安全運転管理者の選任を行わなければならない。
※ 運行管理者等を置く自動車運送事業者、第二種貨物利用運送事業者及び自家用有償旅客運送事業者の事業所は対象外

2 安全運転管理者の選任を必要とする自動車の台数

- 乗車定員が11人以上の自動車 1台以上
- その他の自動車 5台以上

※ 大型自動二輪車又は普通自動二輪車は、それぞれ1台を0.5台として計算
※ 台数が20台以上40台未満の場合は副安全運転管理者を1人、40台以上の場合は20台を増すごとに1人の副安全運転管理者の選任が必要

3 安全運転管理者等の要件

安全運転管理者	副安全運転管理者
20歳以上 (副安全運転管理者が置かれる場合は30歳以上)	20歳以上
自動車の運転の管理に関し2年以上の実務の経験を有する者等	自動車の運転の管理に関し1年以上の実務の経験を有する者等
＜欠格事項＞ ○ 過去2年以内に都道府県公安委員会による安全運転管理者等の解任命令を受けた者 ○ 次の違反行為をして2年経過していない者 酒酔い・酒気帯び運転、麻薬等運転、妨害運転、無免許運転、救護義務違反、飲酒運転に関し車両等を提供する行為、酒類を提供する行為及び要求・依頼して同乗する行為、無免許運転に関し自動車等を提供する行為及び要求・依頼して同乗する行為、自動車の使用制限命令違反 ○ 次の違反を下命・容認してから2年経過していない者 酒酔い・酒気帯び運転、麻薬等運転、過労運転、無免許運転、大型自動車等の無資格運転、最高速度違反、積載制限違反運転、放置駐車違反	

4 安全運転管理者等の業務

- 運転者の状況把握
- 安全運転確保のための運行計画の作成
- 長距離、夜間運転時の交代要員の配置
- 異常気象時等の安全確保の措置
- 点呼等による過労、病気その他正常な運転をすることができないおそれの有無の確認と必要な指示
- 運転者の酒気帯びの有無の確認（目視等で確認するほか、アルコール検知器を用いた確認を実施）
- 酒気帯びの有無の確認内容の記録・保存、アルコール検知器の常時有効保持
- 運転日誌の備え付けと記録
- 運転者に対する安全運転指導

5 安全運転管理者等の選任の届出義務

安全運転管理者等を選任したときは、選任した日から15日以内に都道府県公安委員会に届け出なければならない。

※ 届出に関する質問については自動車の使用の本拠の位置を管轄する都道府県警察又は警察署まで

事業所の **取組強化!**

飲酒運転根絶

令和5年12月からアルコール検知器を用いた酒気帯び確認が義務化されます

待って!

今日も飲酒
してないです

社用車を
運転するのは、

**アルコール
検知器**で

☒ **チェック**

してからです!

安全運転管理者は、下記の業務が義務化されます

令和4年
4月1日施行

- ☑ 運転前後の運転者の状態を目視等で確認することにより、運転者の酒気帯びの有無を確認すること。
- ☑ 酒気帯びの有無について記録し、記録を1年間保存すること。

令和5年
12月1日施行

- ☑ 運転者の酒気帯びの有無の確認を、アルコール検知器を用いて行うこと。
- ☑ アルコール検知器を常時有効に保持すること。

運転後も☑チェック
しますからね!

警察庁・都道府県警察

交通ルールを守って
つながる笑顔



自動車を使用する事業所は **安全運転管理者の選任が必須** です！

安全運転管理者の

選任

一定台数以上の自動車の使用者は、自動車の使用の本拠（事業所等）ごとに、自動車の安全な運転に必要な業務を行う者として**安全運転管理者の選任**を行わなければなりません。

自動車の保有台数に応じて副安全運転管理者の選任が必要になります。
安全運転管理者・副安全運転管理者になるには一定の要件があります。



**乗車定員が11人以上
の自動車1台以上**

または



その他の自動車5台以上

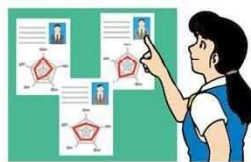
※自動二輪車（原動機付自転車を除く）
は1台を0.5台として計算

安全運転管理者の

業務



交通安全教育



運転者の適性等の把握



運行計画の作成



交替運転者の配置



異常気象時等の措置



点呼と日常点検



運転日誌の備付け



安全運転指導

安全運転管理者の

届出

- 安全運転管理者等を選任した時は、その日から15日以内に事業所を管轄する警察署に必要書類を提出してください。
- 安全運転管理者の制度に関するご不明点は、都道府県警察のホームページをご覧ください
だくか警察署へお問い合わせください。



**令和5年
12月より**

安全運転管理者による
アルコール検知器を用いた酒気帯び確認が
「義務化」されます。

令和4年
4月1日施行



運転前後の運転者の状態を目視等で確認 することにより、
運転者の酒気帯びの有無を確認すること



酒気帯びの有無について記録し、
記録を1年間保存 すること

令和5年
12月1日施行



運転者の酒気帯びの有無の確認を、
アルコール検知器※を用いて行う こと

※呼気中のアルコールを検知し、その有無又はその濃度を警告音、警告灯、数値等により示す機能を有する機器



アルコール検知器を **常時有効に保持** すること



安全運転管理者の制度に関するご不明点は、
都道府県警察のホームページをご覧ください
だくか警察署へお問い合わせください。